

# 大分中央警察署協議会

## 第4回会議の開催状況

### 第1 開催月日

令和7年2月27日（木）

### 第2 出席者

協議会 委員 12名

警察署 署長、副署長、総務官、刑事官、地域交通官、総務課長、会計課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通第一課長、交通第二課長、警備課長 15名

### 第3 議事の概要

#### 1 業務説明

警察署から「活力ある組織の構築（時間外勤務の抑制に向けた取組）」について説明がなされた。

#### 2 駐車監視員活動ガイドラインの説明

警察署から令和7年度の「駐車監視員活動ガイドライン」について説明がなされた。

#### 3 業務説明に対する意見

委員から「週休日の勤務に対する代休や長期休暇は取得しやすい状況にあるのか」旨の質問があり、警察署から「週休日に出勤した場合は、代休を取得するよう指導している。しかし、事案が発生した場合は週休日の取得も難しく、代休も取得できない場合がある。長期休暇は結婚に伴う新婚旅行などで長期の休暇取得が行われている」旨の説明がなされた。

#### 4 駐車監視員活動ガイドラインに対する意見

- (1) 委員から「駐車監視員は『反則告知をしない』ということであるが、『反則告知』とは、車両を駐めている運転者に移動を促すような注意をしないということか」旨の質問がなされ、警察署から「反則告知というのは、警察官が駐車や一時停止などの違反を反則者に通告することを言い、駐車監視員は放置車両の確認等を行うのみで、反則者に対し違反の通告はしないという意味である」旨の説明がなされた。さらに、委員から「例えば、店舗等の前に駐車車両があり、運転者が店舗等にいると思われる場合は車両の移動を促す声掛けをしてもらいたい」旨の意見がなされ、警察署から「駐車監視業務は民間事業者に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を委託しており、反則者に対する声掛け等は業務に含まれていない。ただし、放置車両の確認作業中に運転者が

現れた場合は確認作業を中止している。放置車両に起因する事故等を防止するためにも駐車監視員活動に御理解をいただきたい」旨の説明がなされた。

- (2) 委員から「駐車禁止規制のない道路に200台位の車両が駐車していた場所があり、2月上旬に、警察官がその車両に対し移動を促す張り紙を行った。しかし、未だに20台位の車両が駐車している。駐車禁止規制のない道路ではあるが、道路は駐車場ではないので引き続き指導をお願いする」旨の意見がなされ、警察署から「指導を継続するとともに、近隣の会社に勤める者が駐めている車両もあると思われるので会社に対しても従業員の駐車場を確保するよう依頼する。また、違反に該当する場合は適切に対処する」旨の説明がなされた。
- (3) 委員から「大分駅の周辺地域において、保育園や学習塾等の送迎車両や買い物客の車両が多く駐車しており、中には確認作業を行う駐車監視員に文句を言う人も見掛ける。住民だけでなく店舗等に対してもガイドラインを周知して、店舗等から来客者に対して啓発をすれば、駐車監視活動への理解が得られ、駐車監視員も活動しやすくなると思う」旨の意見がなされ、警察署から「重点地域の住民や店舗等に対しては回覧板等を活用し周知する。また、放置車両が多い地域には積極的に広報を行っていく」旨の説明がなされた。

## 5 諮問事項に対する答申

警察署協議会から、本年度の諮問事項「交通事故防止対策（歩行者・自転車対策）」対し、以下を骨子とする答申が行われた。

- (1) 横断歩道におけるマナーアップについて
  - 「交通街頭活動の強化」
  - 「歩行者に対する交通安全教育の推進」
- (2) 自転車利用者のマナーアップについて
  - 「基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底」
  - 「効果的な交通安全教育の実施」